

資料 4-1

諮詢文及び諮詢理由

国港管第1164号
平成16年 3月10日

交通政策審議会

会長 奥田 碩 殿

国土交通大臣 石原 伸晃

交通政策審議会に対する諮問について

港湾法第3条の2第4項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第26号】

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更

【諮問理由】

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更について、別紙理由により港湾法第3条の2第4項の規定に基づき、交通政策審議会に意見を聴くため。

別 紙

港湾政策のあり方については、平成14年11月に、「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」を答申頂いたところであり、答申において示された港湾政策のあり方を踏まえ、所要の取組を進めてきている。

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下基本方針という。）」は、平成12年に、改定したものであるが、東京湾、大阪湾等の主要港湾において、近々港湾計画の変更を予定しており、上記の答申で示された港湾政策のあり方を踏まえた基本方針とするため所要の変更を行う必要がある。

また、急速な発展を遂げるアジア経済と我が国経済との関係がますます深化するなか、これを支え、適切な海上輸送の需要動向に基づいたより効率的な国際・国内海上輸送網の構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、今後とも、港湾が、国際競争力を備えた活力ある経済社会の構築や、国民生活の安定等に貢献していくため基本方針を変更することといたしましたく、貴審議会に諮問するものである。